

紀の川市ごみ集積施設設置補助金交付要綱

(平成17年11月7日告示第106号)

改正 平成25年5月29日告示第69号

(目的)

第1条 この告示は、紀の川市ごみ集積施設(以下「施設」という。)を設置する自治区に対してその施設に要する経費の一部について補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「施設」とは、ごみ集積場所の犬、猫等によるごみの散逸を防ぎ、良好な住環境を保持するために必要なごみの保管施設をいう。

(補助金の交付及び額)

第3条 補助金は、自治区が設置する施設に要する経費に対し、予算の範囲内で交付する。

2 補助金の額は、設置に要する経費の2分の1以内で、50万円を限度とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てる。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治区(以下「申請者」という。)は、ごみ集積施設設置補助金交付申請書(様式第1号)に、設置費見積書及び施設計画図面を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付認定通知)

第5条 市長は、前条の補助金交付申請を受理したときは、補助金を交付することについてその適否を審査し、適当と認めたときは、ごみ集積施設設置認定書(様式第2号)により申請者に通知する。

(施設の設置着手及び完了届)

第6条 申請者は、当該施設を設置しようとする場合は、設置着手届(様式第3号)を、設置を完了したときは、設置完了届(様式第3号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 設置完了届には、施設設置費用の領収書及び施設の写真を添付しなければならない。

(補助金交付指令及び請求)

第7条 市長は、前条の規定による設置完了届の提出があったときは、当該施設を検査し、補助金交付指令書(様式第4号)により申請者に通知する。

2 前項の補助金交付指令の通知を受けた申請者は、補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(設置実績報告)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは申請者に対し、当該施設の設置後に設置実績報告書を提出させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桃山町ごみ集積施設設置補助金交付要綱(平成10年桃山町告示第4号)又は貴志川町ごみ集積施設設置補助金交付要綱(平成8年貴志川町要綱第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年5月29日告示第69号)

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

区名

区長住所

区長氏名

区長連絡先電話番号

ごみ集積施設設置補助金交付申請書

年度において次のとおりごみ集積施設を設置したいので、紀の川市ごみ集積施設設置補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

施設名	ごみ集積施設
設置費	
着手完了予定	着手 年 月 日 完了 年 月 日
設置箇所	

備考 設置費見積書、施設計画図面、設置場所の地図及び施設設置前の現況写真を添付する。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

区長

区長氏名

区長連絡先電話番号

設置(着手・完了)届

次のとおりごみ集積施設の設置(着手・完了)をしましたので、紀の川市ごみ集積施設設置補助金
交付要綱第6条の規定により、お届けします。

認定番号

(着手) 完了

年 月 日

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

区長

区長氏名

区長連絡先電話番号

設置(着手 完了)届

次のとおりごみ集積施設の設置(着手・完了)をしましたので、紀の川市ごみ集積施設設置補助金
交付要綱第6条の規定により、お届けします。

認定番号

着手 完了

年 月 日

様式第 5 号(第 7 条関係)

補助金交付請求書

請求金額 金 円

年 月 日付けごみ第 号で交付指令のあったごみ集積施設設置補助金を、上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

区名

区長住所

区長氏名

区長連絡先電話番号